

岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金交付要綱

平成30年6月18日	制 定	林振第188号
令和元年8月30日	一部改正	林振第250号
令和元年12月17日	一部改正	林振第475号
令和3年6月3日	一部改正	林振第133号
令和4年2月25日	一部改正	林振第515号
令和4年5月25日	一部改正	林振第113号
令和5年5月24日	一部改正	林振第114号

(目的)

第1 カーボンニュートラルを見据えた森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）別表1に掲げる事業実施主体（国交付等要綱第3第4項に規定する災害等緊急に対応するための事業（以下「災害等緊急対応事業」という。）にあつては、林野庁長官が別に定める事業実施主体。以下「事業実施主体」という。）が岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業実施要領（平成30年6月18日付け林振第189号岩手県農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づいて岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費及び事業実施主体が県実施要領に基づいて事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。
2 前項に定めるもののほか、災害等緊急対応事業に要する経費及びこれに対する補助額は、林野庁長官及び知事が別に定めるところによるものとする。

(経費相互間の流用の禁止)

第3 別表第1に掲げる経費は、Ⅰの部1の款及び2の款の区分相互間並びにⅠの部2の款及びⅡの部1の款の区分相互間の流用をしてはならない。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表第1のメニューの欄に規定するメニューの新設、中止又は廃止
- (2) 事業の事業実施主体の変更
- (3) 事業に係る事業費から附帯事務費への経費の流用
- (4) 林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）別表2に規定する目標（以下「目標」という。）ごとの同要領第2第1項に規定する指標の変更、追加又は廃止
- (5) 目標ごとの事業実施主体の新設
- (6) 別表第1のⅠの部1の款(1)及び(2)の項に規定する事業費のうち補助金額の総額の30パーセントを超える増減

(申請の取下げ期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(立入検査等)

第6 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第7 広域振興局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することができる。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金前金払請求書（様式第6号）を広域振興局長に提出しなければならない。

(事業の遂行の状況に係る報告書)

第8 補助事業者は、補助金の交付決定があった年度の9月30日現在における事業の実施状況について、当該年度の10月10日までに、岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業遂行状況報告書（様式第7号）を広域振興局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月30日から施行し、令和元年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年12月17日から施行し、令和元年10月12日以後に事業実施主体が行う取組について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月3日から施行し、令和3年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月25日から施行し、令和3年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月25日から施行し、令和4年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月24日から施行し、令和5年度に交付する補助金から適用する。
- 2 改正後の要綱に規定する様式は、この要綱の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。

別表第1 (第2関係)

区分	メニュー	経費	補助額
I 林業・木材産業生産基盤強化対策 1 森林整備・林業等振興整備交付金	(1) 間伐材生産	1 事業費 事業実施主体が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費	定額
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)
	(2) 路網整備・機能強化	1 事業費 事業実施主体が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費	国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る経費の(1)及び(2)については定額 (3)～(5)については当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。
		2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)
	(3) 高性能林業機械等の整備	1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体(市町村を除く。)が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る経費の(1)については定額(ただし、当該経費の3分の1に相当する額を上限とする。) ただし、(1)のうち、林業用四輪駆動ダンプトラックにあつては定額(4分の1)、スイングヤーダ、ロングリーチハーベスタ、林業用資材運搬ドローン等にあつては定額(ただし、当該経費の10分の4に相当する額を上限とする。)、実践体制評価を受け評定されているなどの場合、新たに造林事業を開始する者にあつては定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。) 国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る経費の(2)～(4)については定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)
		2 附帯事業費 市町村が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体(市町村を除く。)が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)
		3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)

区 分	メニュー	経 費	補 助 額
	(4) 木材加工流通施設等の整備	1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体(市町村を除く。)が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)ただし、木材集出荷用機械(原木輸送用トラック)の導入にあっては、定額(ただし、当該経費の3分の1に相当する額を上限とする。)
		2 附帯事業費 市町村が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体(市町村を除く。)が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)
		3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)
	(5) 木質バイオマス利用促進施設の整備	1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体(市町村を除く。)が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る経費の1については定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)、2については定額(ただし、当該経費の3分の1又は100分の15に相当する額を上限とする。)、3については定額(ただし、当該経費の3分の1に相当する額を上限とする。)ただし、2及び3については、林野庁長官が別に定める「地域内エコシステム」の構築等に資する取組に位置付けられる施設並びに機械及びその附帯施設にあっては、定額(ただし、当該経費の2分の1又は3分の1に相当する額を上限とする。)
		2 附帯事業費 市町村が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体(市町村を除く。)が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)
		3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)
	(6) 特用林産振興施設等の整備	1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体(市町村を除く。)が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額(ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。)

区 分	メニュー	経 費	補 助 額	
2 森林整備・林業等振興推進交付金	(7) 木造公共建築物等の整備	2 附帯事業費 市町村が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）	
		3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）	
		1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIに掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）ただし、木造公共施設、木製外構施設等については、特にモデル性が高いもの等を除き定額（ただし、当該経費の15%に相当する額を上限とする。）、木質内装については定額（ただし、当該経費の3.75%に相当する額を上限とする。）	
		2 附帯事業費 市町村が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）	
	(1) 森林整備地域活動支援対策	3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）	
		市町村が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額	
		(2) 森林資源保全対策	市町村が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
		(3) 林業の多様な担い手の育成	事業実施主体が国交付等要綱別表2のうち左記メニュー（「労働安全の確保」を除く。）に係る事業を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
	(4) 林業経営体育成対策（林業機械リース支援）	市町村が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記メニューに係る事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、リース物件価格の4分の1、3分の1、10分の4又は2分の1に相当する額を上限とする。）	
	II 再造林低コスト化促進対策 1 森林整備・林業等振興整備交付金	(1) 低コスト再造林対策	1 事業費 事業実施主体が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のIIに掲げる事業を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1又は3分の2に相当する額を上限とする。）
2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費			定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）	

区 分	メニュー	経 費	補 助 額
	(2) コンテナ苗 生産基盤施設 等の整備	1 事業費 市町村が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のⅡに掲げる事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が国交付等要綱別表2のうち左記のメニューに係る国実施要領別表1のⅡに掲げる事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
		2 附帯事業費 市町村が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費及び事業実施主体（市町村を除く。）が施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）
		3 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し、指導監督等を行う場合に要する経費	定額（ただし、当該経費の2分の1に相当する額を上限とする。）

別表第2（第9関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部 数	提出期日
規則第4条の規定による書類	岩手県森林・林業・木材産業 グリーン成長総合対策事業費 補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他広域振興局長が必 要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第 1号、第2号及び第 3号の規定により承 認を受ける場合の書 類	岩手県森林・林業・木材産業 グリーン成長総合対策事業変 更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他広域振興局長が必 要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部	変更（中止、廃 止）の理由が生 じた日から15 日以内
規則第13条第1項 の規定による書類	岩手県森林・林業・木材産業 グリーン成長総合対策事業費 補助金請求（精算）書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他広域振興局長が必 要と認める書類	第5号 第2号 第3号	1部 1部 1部	事業完了後15 日以内又は3月 20日のいずれ か早い日